

## 技能試験の参加及び実施に関する方針

JAB RL230:20197

第45版：20179年111006月01日  
第1版：2006年11月01日

公益財団法人 日本適合性認定協会

## 技能試験の参加及び実施に関する方針

### 1. 目的

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）のILAC P9に従った試験所、校正機関、検査機関、標準物質生産者及び技能試験提供者（特に区別する必要がない場合、以下、試験所という）の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針を規定する。

注1：試験所の技能試験への参加は、試験所が自身のパフォーマンスの質を維持することを支援する一つの手段であることが広く認められている。

注2：ある特定の技能試験における試験所の満足なパフォーマンスは、その試験の実施に関する能力の証拠となるかもしれないが、継続的な能力を示すものとは限らない。同様に、ある特定の技能試験での試験所の不満足なパフォーマンスは、試験所の能力が通常の状態から偶発的に逸脱していることを示すだけかもしれない。このような理由から、本協会は、技能試験の結果は審査に適用する技術資料の一つとして扱い、技能試験結果だけで試験所の技術能力を判断することはない。

注3：ある種の検査に対して技能試験が適切でない場合もある。しかし、検査結果に影響する測定を対象とした技能試験が可能ならば参加することが望ましい。

### 2. 適用範囲

この文書は、技能試験が可能な場合の試験所の認定に適用する。

注：技能試験が可能な場合とは、5.2項(1)から~~(3)(4)~~いずれかの技能試験が存在する場合、又は自主技能試験の実施が可能な場合をいう。

### 3. 関連文書

JIS Q 17043(ISO/IEC 17043) 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項

JIS Q 17025(ISO/IEC 17025) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 17011(ISO/IEC 17011) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

ISO 17034 General requirements for the competence of reference material producers

ISO 13528 Statistical methods for use in proficiency testing by interlaboratory comparison

JAB RL200 認定を受けるための手順及び権利と義務(~~ラボラトリ試験所・校正機関~~)

JAB RI200 認定を受けるための手順及び権利と義務(検査機関)

JAB RR200 認定を受けるための手順及び権利と義務(標準物質生産者)

JAB RZ200 認定を受けるための手順及び権利と義務(技能試験提供者)

JAB RL511 JAB NOTE 11 自主技能試験の実施に関するガイド  
 ILAC P9 ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities  
~~APLAC MR001 Procedures for establishing and maintaining the APLAC mutual recognition arrangements amongst accreditation bodies~~  
~~APAC MRA-001 Procedures for Establishing and Maintaining Mutual Recognition Amongst APAC Accreditation Bodies~~  
~~APLAC MR002 APLAC mutual recognition arrangement~~  
~~APLAC TC008 APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer~~

#### 4. 定義

この文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC 17043によるほか、次による。

##### 4.1 自主技能試験

試験所が自主的に実施する技能試験。

注 1：自主技能試験は、ILAC P9 4.6 項の alternative means の一つである。

注 2：自主技能試験には、次のような実施形態がある。

- ・業界内の別試験所と行う技能試験。
- ・グループ内の別試験所と行う技能試験。
- ・複数事業所を有する試験所が事業所間で行う技能試験。

#### 5. 試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針

##### 5.1 基本方針

試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する本協会の基本方針を以下に示す。

(1) 試験所は、技能試験が可能な場合、次の①及び②を満足すること。

- ① 試験所は、試験所認定を取得する前に、認定範囲の内、主要な認定範囲（各分野又は主要な各クラス）毎に1つの技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること。
- ② 認定試験所は、少なくとも4年に1回、取得した認定範囲の内、主要な認定範囲（各分野又は主要な各クラス）毎に1つの技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること。

注：「技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること」とは、技能試験の結果が「満足」と判定されること及び技能試験の結果が技術審査員（専門家）によって「満足」と判定されることを意味するほか、不満足な結果を得た場合でも適切な原因究明及び必要な場合には是正処置が実施され、その結果、試験所の技術的能力が適切であることを客観的な証拠により確認できた場合も意味

する。

- (2) 特定の試験又は校正分野で、技能試験の参加及び実施に関する方針が本協会の分野別指針に規定されている場合は、試験所はそれに従うこと。

## 5.2 技能試験の選択における優先順位

本協会は、技能試験の選択における優先順位を次のように(1)から<sup>(3)(4)</sup>として設定する。試験所は(1)から<sup>(3)(4)</sup>の優先順位に従い、認定範囲内の試験又は校正の範囲に適した技能試験を選択すること。

**(1) ISO/IEC 17043の認定を受けた機関の供給する技能試験。**

**(2) ISO/IEC 17043認定を受けている技能試験提供者が認定範囲外で提供する技能試験又はJABが推奨する技能試験。**

**(3) 他法人所属の試験所を含んで行われる試験所間比較。**

注：他法人の試験所は試験所間比較の内容に関してISO/IEC 17025認定を取得していることが望ましい。

**(4) 自社内のみの複数の試験所で行われる試験所間比較。**

**(1) ISO/IEC 17043認定を受けている技能試験提供者が認定範囲内で提供する技能試験。**

**(2) ISO/IEC 17043認定を受けている技能試験提供者が認定範囲外で提供する技能試験又はISO/IEC 17043認定を受けていない機関が提供する技能試験で、次のA、B、C及びDを満足するもの。**

**A. 参加者のパフォーマンスについては、ISO/IEC 17043附属書B又はISO 13528に基づいて評価している。**

**B. En数評価を行う場合、同等以上の能力を持つ参照機関が選定されている。**

**C. 参加者を恣意的に限定していない。**

**D. 参加者が機密保持の権利を放棄しない限り、技能試験の提供に従事する者以外には参加者の情報を知らせない。**

**(3) 上記(1)及び(2)以外の技能試験。**

例えば、自主技能試験などが含まれる。

なお、同一法人内の事業所間で実施する自主技能試験は、他法人所属試験所との試験所間比較ができない場合に限る。

**注1：**本協会は、適用可能なISO/IEC 17043認定を受けた技能試験提供者が提供する技能試験及びその他の技能試験について、本協会が把握しうる限り、本協会のホームページに公開する。

**注2：**自主技能試験の実施に関する手順については、JAB RL511が参考になる。

### 5.3 特定の技能試験に対する方針

#### (1) 法令等の要求事項がある場合

試験所は法令等の要求事項に応じた技能試験に参加すること。

#### (2) APLACAPAC技能試験への参加

認定試験所は、APLACAPACが提供している技能試験の中に、試験所の能力を実証することに有効な技能試験がある場合、参加することが望ましい。認定試験所は、本協会が参加を要求する場合は正当な理由がある場合を除き、必ず参加すること。

注：APLACAPAC技能試験は、アジア太平洋試験所認定協力機構(Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation: APLACAPAC)が提供する技能試験で、APLACAPACに加盟している認定機関を通じて参加の募集が行われる。なお、技能試験毎に募集試験所数は制限があるため、参加を希望しても参加できないことがある。

### 5.4 技能試験計画と技能試験参加履歴の作成

認定を希望する試験所及び認定試験所は、認定範囲に該当する技能試験の参加及び／又は実施に関する計画を持ち、その実績を技能試験参加履歴にまとめて維持すること。

以上

(附則)

~~本文書の電気分野の試験所に対する適用日は2017年12月1日とする。~~

~~第5版5.2項(3)なお書き5.2項(4)に該当する機関に対する本文書の適用日は2020年3月1日とする。~~

様式番号 JAB NF18 REV.0

## 改 定 履 歴 (公開文書用)

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	初版発行	2006年11月01日		
2	省略	2008年09月01日		
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS Q 17043:2011に対応した改定</li> <li>・ILAC P9への対応</li> <li>・内部手順書表記の削除</li> <li>・その他、字句修正</li> <li>・RL 231（技能試験頻度の推奨例を記載）を削除。</li> </ul>	2014年09月01日	PM(複合領域試験)	第64回試験所技術委員会
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本協会が技能試験の提供を停止することに伴う全体見直し</li> <li>・表題を「技能試験の適用についての方針及び手順」から「技能試験の参加及び実施に関する方針」に変更</li> <li>・関連文書の見直し（3.）</li> <li>・技能試験(4.1)、試験所間比較(4.2)及び既知値スキームの定義の削除（4.3）</li> <li>・自主技能試験の定義の追加(4.1)</li> <li>・試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針の明確化（5.）</li> <li>・技能試験技術部が実施する技能試験結果の評価の削除（6.）</li> <li>・技能試験結果の運用手順の削除（7.）</li> <li>・既知値スキームの適用の削除（8.）</li> <li>・技能試験及び試験所間比較に対する審査員の条件の削除（9.）</li> <li>・本協会が実施する技能試験の費用と受験の申請の削除（10.）</li> <li>・電気分野の試験所に対する適用日の規定（附則）</li> <li>・最新情報及び現状に合わせた見直し</li> <li>・その他の字句修正</li> </ul>	2017年06月01日	PM(複合領域試験)	第73回試験所技術委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能試験を選択するときの試験所間比較の優先順位の明確化(5.2)</li> <li>・関連文書の見直し（3.）</li> <li>・APLAC技能試験をAPAC技能試験に変更（5.3(2)）</li> <li>・附則の見直し</li> </ul>	2019年11月01日	工業科学担当(複合領域試験)	技術部長

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒~~141-0022~~108-0014 東京都港区芝4丁目2-3~~品川区東五反田1丁目22-1~~  
NMF芝ビル2階五反田ANビル3F  
Tel.03-6823-57003442-1217 Fax.03-5439-958675-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします